

平成 27 年

第 2 回市議会定例会 議案第 11 号

函館市学校設置条例の一部改正について

函館市学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 19 日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市学校設置条例の一部を改正する条例

函館市学校設置条例（昭和 39 年函館市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

函館市立凌雲中学校	函館市千代台町 2 番 19 号	を
函館市立五稜中学校	函館市田家町 5 番 17 号	
函館市立大川中学校	函館市大川町 1 番 38 号	

「

函館市立凌雲中学校	函館市千代台町 2 番 19 号	に、
-----------	------------------	----

」

「

函館市立桐花中学校	を	「	函館市立五稜郭中学校	に
-----------	---	---	------------	---

」

改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

函館市立五稜中学校，函館市立大川中学校および函館市立桐花中学校
を統合し，函館市立五稜郭中学校を設置するため